

専決処分承認に伴う審査に関する動議

地方自治法第100条第1項の規定により、次の通り令和元年第1回宇陀市議会臨時会における承認第3号専決処分の承認を求めることについて（宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について〔保養センター美榛苑に係るもの〕）に関する審査及び関連事務調査を行うものとする。

記

1. 審査及び調査事項

- (1) 承認第3号専決処分の承認を求めることについて（宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について〔保養センター美榛苑に係るもの〕）に関する事項
- (2) 公の施設の指定管理者の指定に関する事項

2. 特別委員会の設置

本審査及び調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により委員10人で構成する専決処分承認審査特別委員会を設置し、これに総務産業常任委員会から付託替えして行う。

3. 審査及び調査の権限

本議会は、1に掲げる事項の審査及び調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を専決処分承認審査特別委員会に委任する。

4. 審査及び調査期限

専決処分承認審査特別委員会は、1に掲げる審査及び調査が終了するまで閉会中もなお審査及び調査を行うことができる。

5. 審査及び調査経費

本調査に要する経費は、100万円以内とする。

以上可決する。

令和元年5月17日

宇陀市議会